

令和2年度 看護職員資質向上推進事業委託仕様書

1 事業目的

医療の高度化・専門化が進む医療現場における看護師の役割拡大に対応するため、看護職員の資質向上を図るための研修を実施することにより、質の高い看護職員の育成を図ることを目的とする。

2 委託業務

実習指導者講習会および看護教員継続研修の実施

(1) 実施内容

1) 実習指導者講習会事業

① 保健師助産師看護師実習指導者講習会

ア 目的

保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは准看護師養成所の実習施設で実習指導者の任にある者若しくは将来これらの施設の実習指導者となる予定の者、又は上記養成所において実習指導の任にある者に対して、看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるよう、必要な知識・技術を修得させることを目的とする。

イ 事業内容

・受講資格

- a 保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所の実習施設で実習指導者の任にある者
- b 将来、aの実習施設の実習指導者となる予定にあるもの
- c aの養成所で実習指導の任にある者

・受講者数

70名程度とする。

※研修会場の収容人数超過により受講環境が悪化すること、受講者に対する支援体制が不十分となること等の不利益が受講者に発生しないと判断することができ、かつ、講師の許可を得た場合は、上記定員を超過しても良いものとする。

・講習期間

講習の期間は計8週間（240時間）とする。

※特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会と合同で開催することができる。

※より多くの受講者を確保できるよう、講習の日程や回数を工夫、調整すること。

・講習科目

表1の講習科目、表2の講習科目の目標及び内容を参考とすること。

・講習会担当者

本講習会の運営等を担当する職員は、原則として看護教員養成講習会、実習指導者講習会等の受講者で、専任教員及び実習指導者の経験を有するものとする。

・講師

- a 講習科目を教授できる講師を確保するものとする。
- b 教育に関する科目については、大学教授又はこれに準ずる者が教授するものとする。
- c 看護に関する科目、実習指導に関する科目、看護師2年課程通信制に関する科目については、看護師等学校養成所の副学校長、教務主任又はこれに準ずる者が教授するものとする。

・その他

講習会修了者へは、奈良県において修了証書を交付する。

②特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会

ア 目的

保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは准看護師養成所における特定分野（病院以外の実習施設で下記イ受講資格（1）a～dに記載する実習分野）の実習を行う実習指導者の任にある者若しくは将来これらの施設の実習指導者となる予定の者、又は上記養成所において特定分野の実習指導の任にある者に対して、看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導者ができるよう、必要な知識・技術を修得させることを目的とする。

イ 事業内容

・受講資格

- (1) 次のいずれかに該当する実習指導者の任にある者であって、現に実習指導者の任にある者又は将来実習指導者となる予定の者

ただし、下記bについては、助産師確保対策の一環として、当面の間、以下に掲げる実習施設に加え、助産師養成所の実習施設である小規模な病院の助産師についても当該講習会の受講を認めることとする。

- a 保健師養成所における公衆衛生看護学実習を行う病院以外の実習施設の保健師
- b 助産師養成所における助産学実習を行う病院以外の実習施設の助産師
- c 看護師養成所における老年看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習又は在宅看護学実習を行う病院以外の実習施設の保健師、助産師又は看護師
- d 准看護師養成所における老年看護学実習又は母子看護学実習を行う病院以外の実習施設の保健師、助産師又は看護師

- (2) 保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所で（1）aからdに掲げる実習において、現に実習指導の任にある者

・**受講者数**

20名程度とする。

※研修会場の収容人数超過により受講環境が悪化すること、受講者に対する支援体制が不十分となること等の不利益が受講者に発生しないと判断することができ、かつ、講師の許可を得た場合は、上記定員を超過しても良いものとする。

・**講習期間**

講習の期間は39時間以上とする。

※より多くの受講者を確保できるよう、講習の日程や回数を工夫、調整すること。

※保健師助産師看護師実習指導者講習会と合同で開催することができる。

・**講習科目**

表3の講習科目の目標及び内容を参考とすること。

・**講習会担当者**

本講習会の運営等を担当する職員は、原則として看護教員養成講習会、実習指導者講習会等の受講者で、専任教員及び実習指導者の経験を有するものとする。

・**講師**

a 講習科目を教授できる講師を確保するものとする。

b 教育に関する科目については、大学教授又はこれに準ずる者が教授するものとする。

c 看護に関する科目、実習指導に関する科目については、看護師等学校養成所の副学校長、教務主任又はこれに準ずる者が教授するものとする。

・**その他**

講習会修了者へは、奈良県において修了証書を交付する。

2) 看護教員継続研修事業

ア 目的

看護教員に対して、教育内容の向上を図るためのカリキュラム改正等に対応した教育の実施や、看護教員の成長段階別に応じた研修を実施することにより、看護教員が生涯を通じてキャリアアップを図ることで、看護教員の質の向上に資することを目的とする。

イ 事業内容

・**研修内容**

県内の看護師等学校養成所に勤務する看護教員を対象に、看護教育の内容及び看護教育方法の向上に関する研修を企画・立案し、実施する。

研修内容については、以下に掲げる項目を参考に実施すること。

a 医療・看護をとりまく状況の変化

b 看護の役割と求められる看護教育

- c 看護師等養成をめぐる状況の変化（カリキュラム改正等）
- d 授業や実習指導を通しての課題と対処
- e 授業設計や方法といった教育実践能力の向上に関する事
- f 学生指導（生活・学習等）
- g コミュニケーション能力の向上に関する事

・**実施体制**

看護教育に関する知識を有した者を配置すること。

また、当該者は、看護教員のニーズを把握するため、看護教員で構成される団体との関係性を構築することに努めること。

・**実施期間**

3日間

※多くの受講者が参加しやすいように配慮した日程とすること。

・**定員**

30名程度

※研修会場の収容人数超過により受講環境が悪化すること、受講者に対する支援体制が不十分となること等の不利益が受講者に発生しないと判断することができ、かつ、講師の許可を得た場合は、上記定員を超過しても良いものとする。

(2) 打合せ協議の実施及び議事録の作成

本事業の受託者は、本事業の円滑な進捗を図るため、県担当者と協議しながら作業を進め、打合せ協議があった場合は、当該内容について議事録を作成し、県の確認を受けなければならない。

(3) その他

- ・本委託事業の実施に必要な経費が委託料を上回ることが見込まれる場合に限り、県に協議の上、あらかじめ参加費を設定し、受講者から徴収して事業費に充当することができる。
- ・研修実施後は、受講者の意見等を把握し、研修内容・運営方法等の評価を行い、成果物として実績報告書を奈良県に提出すること。

3 委託期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

4 委託料

2,981千円(うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)を上限とする。

内訳)	(1) 実習指導者講習会	2, 5 1 3 千円
	(2) 看護教員継続研修	4 6 8 千円

なお、当該事業に要した経費の実支出額と上限額とのいずれか低い額を受託者に支払うものとする。

5 留意事項

- (1) 委託者は、業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。
また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (3) 本業務により得られた成果は、奈良県に帰属するものとする。奈良県は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
- (4) 委託事業の成果物用の第三者への提供や内容の転載及び研究目的の使用について、受託は県に協議し了解を得た場合に行うことができる。
- (5) 受託者は業務の一部を委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、奈良県の了解を得なければならない。
- (6) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。
- (7) この業務の実施にあたって疑義が生じた場合には、県と受託者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。
- (8) 受託した業務がすべて完了した時点をもって、直ちにすべてのデータ等を破棄、処分し、一切の内容に関する記録を残してはならない。
- (9) (1)～(8)の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。

(表1) 保健師助産師看護師実習指導者講習会講習科目

区分	科目	時間数
教育及び看護に関する科目	教育原理	6
	教育心理	18
	教育方法	30
	教育評価	6
	看護論	18
	看護教育課程	30
		108
実習指導に関する科目	実習指導の原理	15
	実習指導の評価	15
	実習指導の実際	60
		90
看護師2年課程通信制に関する科目	看護師2年課程通信制の教育制度	3
	学生の到達度の理解	6
	実習指導の方法と留意点	12
		21
その他	実習指導者の養成に必要と思われる教育内容	21
		21
合計		240

(表2) 保健師助産師看護師実習指導者講習会講習科目の目標及び内容

	科目	目標及び内容	時間数
教育及び看護に関する科目	教育原理	教育の意義や基礎的な概念について学ぶ 1) 教育の意義、目的 2) 教育活動の特性 3) その他	6
	教育心理	人間の発達と教育課程における心理的な特徴について青年期を中心として理解する 1) 発達心理 2) 青年心理 3) 学習過程における心理 4) その他	18
	教育方法	教育の基本的な方法や技術についての理解を深める 1) 授業の形態 2) 授業の方法 3) 教育方法と教材の活用 4) その他	30
教育及び看護に関する科目	教育評価	教育評価の意義と方法について理解する 1) 教育評価の目的と特質 2) 教育評価の方法と基準 3) その他	6
	看護論	看護の考え方を多角的に学び看護についての視野を広げる 1) 看護の概念 2) 看護の機能と役割 3) その他	18
	看護教育課程	看護師等の教育課程についてその概要、看護課程の展開を学び実習指導につなげる 1) 看護教育課程 (指定規則等) 2) 教育計画とその内容 3) 実習指導計画 4) 看護課程 (事例を含む) 5) その他	30

実習指導に関する科目	実習指導の原理	実習指導の基本と実習指導者のあり方等について理解する 1) 実習の意義 2) 実習指導者の役割 3) その他	15
	実習指導の評価	実習における評価の意義や方法を理解する 1) 実習評価の意義 2) 実習評価の方法 3) その他	15
	実習指導の実際	実習指導の展開について理解を深め、演習等とおしてその実際を学ぶ 1) 実習指導案の作成（課程別、学年別、授業科目別等） 2) 実習指導の展開と評価 3) その他	60
看護師2年課程通信制に関する科目	看護師2年課程通信制の教育制度	看護師2年課程通信制教育の基本的な考え方及びその特徴について理解する 1) 通信制の目的・意義 2) 通信制の特徴・考え方・運営の基本	3
	学生の到達度の理解	1) 運営形態別の実習指導の方法、考え方、留意点 2) 学生の到達度の把握方法	6
	実習指導の方法と留意点	通信制で学ぶ学生の実習指導について事例を通じて理解する 1) 事例（紙上学生）による実習指導演習	12
その他	実習指導者の養成に必要なと思われる教育内容		21
合 計			240

(表3) 特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会講習科目と目標及び内容

	科目	目標及び内容	時間数
教育及び看護に関する科目	教育原理	教育の意義や基礎的な概念について学ぶ	3
	教育心理	人間の発達と学習課程における青年期の心理的な特徴について人間の成長・発達段階に合わせて理解する ○青年心理 現代の青年の特徴 ○学習過程における心理 現代の青年の学習過程における心理、諸問題	
	教育方法・評価方法	教育の基本的な方法や技術、評価方法について理解する ○教育方法、評価の目的、評価方法等	3
	看護教育課程	看護基礎教育の課程とその概要について理解する ○看護教育課程、教育計画、実習指導計画等	3
実習指導に関する科目	実習指導の原理	実習指導の基本と実習指導者のあり方等について理解する ○実習の意義、目的 ○実習指導者の役割	3
	実習指導の実際 I (講義)	実習指導方法を理解する ○指導計画の立案と指導方法	3
	実習指導の実際 II (演習)	実習指導の展開について理解を深め、演習等を通してその実際を学ぶ ○実習指導案の作成 ○実習指導計画の展開と評価	24
合 計			39